

北九州市立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌カバーを広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、北九州市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌又は新聞（以下「雑誌等」という。）の購入代金を負担していただき、その雑誌等を図書館に配置します。提供していただいた雑誌等の最新号のカバーには表面に雑誌スポンサー名を、裏面に広告を表示することができます。なお、雑誌等の納品に係る納入業者への連絡は図書館が行います。

また、図書館へ納入された雑誌等は図書館の所有とします。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

- (1) 雑誌スポンサーは、企業（法人又は個人）、団体等とし、個人は対象としません。
- (2) 雑誌スポンサーが、北九州市広告掲載基準第4条第1項に該当する業種又は事業者に係るものは、対象としません。なお、広告の表示中にこれらの該当するに至った場合も同様とします。
- (3) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、北九州市広告掲載要綱第3条並びに北九州市広告掲載基準第5条及び第6条に該当するものは、対象としません。

4 対象とする図書館及び雑誌等

図書館が作成した「雑誌等リスト」よりご希望の図書館と雑誌等を選定していただきます。複数の図書館、複数の雑誌等を選定することもできます。

5 広告の規格・表示方法

- (1) 提供雑誌等の最新号カバー表面に、雑誌スポンサー名を表示したシートを貼付します。（表示シートは雑誌等のサイズを考慮して図書館が作成します。）
 - ア 表示シートの大きさ 縦5cm、横13cm以内
 - イ 貼付位置 最新号カバー底辺より4cm以上上部の中央
- (2) 最新号カバーの裏面に、広告チラシを1枚挿入できます。（広告チラシは雑誌スポンサーが作成してください。）

広告チラシは片面印刷のもので、サイズはA4以内で提供雑誌等と同サイズまでとします。

広告チラシの下部に「広告に関することは、広告主にお問い合わせください。」「広告主及び広告内容と北九州市の業務とは直接関係ありません。」の文言を表記し、併せて広告主の名称、所在地及び電話番号を表記してください。
- (3) 新聞は、上記(1)、(2)で作成した雑誌カバーの表面を新聞の第1面右下部に、裏面を新聞の最終面左下部に表示します。
- (4) 表示期間中は、図書館と協議の上、随時、広告の内容を変更することができるものとします。
- (5) 雑誌等の配置位置は図書館が決定します。
- (6) 図書館ホームページ及び図書館内の掲示板等に雑誌スポンサー名及び提供雑誌又は新聞を表示します。

6 広告の期間

広告の期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は図書館が表示を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

7 申込の受付

申込は、随時受付します。

8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申し込みがあった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

9 申込方法

(1) 雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、図書館に持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

申込締切は、広告表示開始希望日の2か月前とします。

(2) 同一の図書館で同一の雑誌等に複数の応募があった場合は、次の順序で選定します。

ア 先着順（同一の雑誌に同日に申込があった場合は抽選）

イ 2年目以降は、前年度のスポンサーを優先

10 雑誌スポンサーの決定及び契約

審査の結果は、雑誌スポンサー決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するとともに、雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書（第3号様式）により契約を締結します。

11 提供雑誌等購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌等代金の支払いは、図書館が指定する納入業者に直接お支払いください。

(1) 支払は一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に清算してください。

(2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。

(3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌等が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌等に広告を振替えるものとします。

(4) 年度途中の取りやめ及び納入業者への前払い代金の返還はできません。

12 広告内容の変更

雑誌スポンサーが広告の内容を変更しようとするときは、広告内容変更届（第4号様式）を提出してください。提出された広告の内容について図書館で審査を実施します。

13 雑誌スポンサー契約の解約

雑誌スポンサーが雑誌スポンサーの契約（覚書）を解約しようとするときは、期間満了の2ヶ月前までに解約届（第5号様式）を提出してください。

14 その他

ご記入いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。

付 則

この要領は、令和5年10月18日から施行する。